2　吸収合併消滅会社（更生会社）
商号：有限会社蛸屋菓子店
ただし、第10章記載の定款変更後の更生会社の商号は、株式会社ティーとする。
住所：栃木県小山市本郷町二丁目８番26号
ただし、第10章記載の定款変更後の更生会社の住所は、東京都港区虎ノ門一丁目１番20号とする。
第２　吸収合併に際して交付する金銭等に関する事項
霽月庵早坂は、本件合併に際して、吸収合併消滅会社である更生会社の株主及び更生債権者等に対し、株式又は株式に代わる金銭等の交付を行わない。
第３　効力発生日
本件合併効力発生日は、本件分割効力発生日から２か月以内で、管財人らが裁判所の許可を得て定める日とする。
第４　停止条件
本件合併は、本件分割の効力が生ずることを停止条件として、効力を生ずる。
第８章　株主の権利の変更
第１節　株式の取得
更生会社は、次の各号の定めのとおり、その発行する株式の全部（自己株式を除く。）を無償で取得する。
１　更生会社が取得する株式の数
3,000株（発行済株式の全部。ただし、自己株式を除く。）
２　更生会社が前号の株式を取得する日
第９章第１節の定めにより発行される募集株式に係る出資の払込みがなされた日（以下「募集株式効力発生日」という。）
第２節　株式の消却
更生会社は、募集株式効力発生日において、自己株式（前節の定めに従い取得した自己株式を含む。）の全部を消却する。
第３節　資本金の額の減少
第１　資本金額の減少
更生会社は、次の各号の定めのとおり、その資本金の額を減少する。
１　減少する資本金の額
300万円（資本金の全額）
２　資本金の額の減少が効力を生ずる日
募集株式効力発生日
第２　欠損の填補
前記第１に定める資本金額の減少により生じた「その他資本剰余金」300万円を「繰越利益剰余金」に振り替えて、以下のとおり欠損填補に充当する。
減少する剰余金の項目及び額：
その他資本剰余金　300万円
増加する剰余金の項目及び額：
繰越利益剰余金　300万円
第９章　募集株式を引き受ける者の募集
第１節　払込による募集株式の発行
更生会社は、次の各号のとおり、新たに払込を受けて募集株式を発行する。
１　募集株式の種類
普通株式
２　１株の払込金額
１円
３　募集株式の数
１株
４　募集株式と引換えにする金銭の払込期間
更生計画認可決定確定日から、更生計画認可決定確定の日から１か月を経過する日が属する月の末日までの間とする。ただし、管財人らは、合理的な理由がある場合には、裁判所の許可を得て当該払込期間を延長することができる。
５　増加する資本金及び資本準備金に関する事項
増加する資本金　１円
増加する資本準備金　０円
６　募集株式の割当て
募集株式は全て霽月庵早坂に割り当てる。
第２節　剰余金の配当の制限
本会社更生手続の係属中は、更生会社の株主に対する剰余金の配当を行わない。
第10章　定款の変更
更生会社の定款を、更生計画認可決定日に、別表13記載のとおり変更する。ただし、別表13記載の内容のうち、商号（第１条）、本店の所在地（第３条）及び株式の譲渡制限（第８条）の変更については、本件分割効力発生日に効力が生じ、発行可能株式総数（第６条）の変更については募集株式効力発生日に効力が生ずるものとする。
管財人らは、裁判所の許可を得て、更生会社の定款をさらに変更することができる。
第11章　役員の変更
第１節　役員等の選任
更生会社の現役員は更生計画認可決定の日をもって全て退任するものとし、更生会社の役員等を次のとおり定める。
取締役　上野保（住所　東京都渋谷区恵比寿四丁目20番２―714号）
第２節　取締役の任期
前節の取締役の任期は、更生計画認可決定後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
第３節　取締役の変更又は補充
管財人らは、前節の任期内に取締役の変更又は補充の必要が生じたときは、裁判所の許可を得て取締役を選任する。ただし、変更又は補充により選任された取締役の任期は前任者と同一期間とする。
上記期間内に本会社更生手続が終結した場合には、前記第10章記載の変更後の定款及び会社法の規定に従う。
第12章　その他の事項
会社更生法167条１項６号及び７号に該当する事項はない。
別表１ないし13　省略
東京地方裁判所民事第８部

平成２９年（ミ）第２号

栃木県小山市城東４丁目19番15号
更生会社　株式会社霽月庵早坂
１　決定年月日　平成30年５月31日
２　主文　本件更生計画を認可する。
３　理由の要旨　管財人から提出された更生計画案は、可決され、かつ法定の要件を具備している。
４　更生計画の要旨
第１章　更生計画立案までの経緯（省略）
第２章　更生計画の基本方針と骨子（省略）
第３章　更生債権等に関する権利の変更と弁済・納付の方法
第１節　更生担保権の権利の変更と弁済方法
１　確定更生担保権
２件　268,392,395円　別表６
２　権利の変更及び弁済方法
別表６記載の確定更生担保権は、同表記載の弁済額を更生計画認可決定確定の日から１か月を経過する日が属する月の末日までに一括弁済する。
第２節　優先的更生債権の権利の変更と納付方法・弁済方法
第１　公租公課
１　届出債権
13件　32,052,386円及び額未定　別表７
２　内訳
（本税等）　29,288,586円